

情報・システム研究機構長選考規則

平成18年5月30日
制 定
最近改正平成28年3月4日

(趣旨)

第1条 この規則は、情報・システム研究機構長選考会議規則第7条に基づき、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構長候補者（以下「機構長候補者」という。）の選考に関し必要な事項を定める。

(選考の時期)

第2条 情報・システム研究機構長選考会議（以下「選考会議」という。）は、次のいずれかに該当するときは、機構長候補者を選考する。

- 一 機構長の任期が満了するとき
- 二 機構長が辞任するとき
- 三 機構長が欠けたとき

2 機構長候補者の選考は、前項第1号に該当する場合には任期の満了の日の少なくとも3ヶ月前に、同項第2号又は第3号に該当する場合には、速やかに行う。

(選考日程の公示)

第3条 選考会議は、前条第1項各号のいずれかにより機構長候補者の選考の必要が生じたときには、速やかに機構長候補者の選考の選考日程を策定し、機構及び各機関の掲示板等に公示する。

(機構長候補者の資格)

第4条 機構長候補者は人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学共同利用機関における教育研究活動を適切かつ効果的に運営できる能力を有する者のうちから、その都度選考会議が定める選考基準により選考する。

(機構長候補適任者の推薦)

第5条 第2条第2項の規定により機構長候補者の選考が開始されたときには、選考会議は、機構長候補者を選考するため、次の各号に定める者に第一次機構長候補適任者（以下「一次適任者」という。）の推薦を求める。

- 一 教育研究評議会評議員
- 二 経営協議会委員
- 三 機構に置く各大学共同利用機関の運営会議委員

2 前項に定めるもののほか、選考会議は、選考会議が認めた機構の研究教育職員20名以上の連名により書類で推薦された者を、一次適任者に加えることができる。

3 第1項の推薦方法並びに前項の選考会議が認めた研究教育職員及びその推薦方法については別に定める。

(二次適任者の選考)

第6条 選考会議は、前条により推薦を受けた一次適任者について審査し、第二次機構長候補適任者（以下「二次適任者」という。）若干名を選考する。

(機構長候補者の選考)

第7条 選考会議は、前条で決定した二次適任者から機構長候補者1名を選考する。

2 選考会議は、第1項の選考を行うに当たり、それぞれの二次適任者について、その意思確認を行った上で、本人から所信調書等の選考に必要な書類の提出を求める。

3 選考会議は、第1項の選考を行うに当たり、当該二次適任者について直接面談を行う。

4 選考会議は、第1項で定める機構長候補者1名を選考するに当たっては、投票により決する。

5 前項の投票は、単記無記名投票により行い、出席した委員の3分の2以上の賛成をもって決する。なお、出席した委員の3分の2以上の賛成が得られなかった場合には、上位2名の決選投票とし、その場合においては出席委員の過半数の賛成により決する。決選投票で同数の場合、議長が決定する。

(委員が候補者となった場合の措置)

第8条 選考会議の委員が二次適任者となったときは、委員の資格を失う。

(機構長候補者への通知及び機構長への報告)

第9条 選考会議議長は、第7条の規定により機構長候補者を選考したときは、文書をもって当該機構長候補者にその旨を通知するとともに、機構長に報告する。

(文部科学大臣への申出)

第10条 機構長は、前条の規定により報告を受けたときは、当該機構長候補者を次期機構長に任命することについて、文部科学大臣に申し出る。

(庶務)

第11条 機構長候補者の選考等に関する事務は、事務局総務課において処理する。

(雑則)

第12条 この規則の解釈について疑義のあるときは、選考会議がこれを決定する。

2 この規則の改廃は、選考会議がこれを行う。

3 この規則に定めるもののほか、機構長候補者の選考に関し必要な事項は、選考会議が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年5月30日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年3月25日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年3月4日から施行する。